



川越

2011年7月

農委スポット情報



循環型農業への取り組み



肥料用熱風乾燥機



古谷出荷組合長
栗ノ越さん



出荷の様子



収穫されたきゅうり

管間学校給食センターでは、給食の食べ残しから肥料を作る取り組みを行っています。

肥料は古谷出荷組合で栽培される「きゅうり」の土作りに使われ、収穫された「きゅうり」は、市場などを経由して再び学校給食の食材に使われています。

食材を無駄にすることなく地域ぐるみで再資源として活用されていることが、循環型農業の取り組みとなっています。

主な内容

- | | |
|----------------------|---------------------|
| ◇川越市農業施策要望書回答.....2 | ◇農政課からのお知らせ.....4 |
| ◇利用権の受付を毎月行います.....3 | ◇遊休農地調査について.....5 |
| ◇農地等の調査にご協力を.....3 | ◇農機技術の匠の選定.....6 |
| ◇農地に関する意向調査.....3 | ◇食と地域の絆づくりの受賞.....6 |



スマイルシティ・川越

川越市農業施策に関する要望書 一 回答一

平成22年11月9日に川越市長へ提出した「平成23年度川越市農業施策に関する要望書」に対し、平成22年12月21日付けで回答がありました。農道、水路等の生活環境の整備、担い手の確保及び支援対策、地産地消の推進などの要望のうち、主な要望事項と回答は次のとおりです。

要望事項1 農道整備について

農道が十分に整備されていない地域では、大型農機具の使用が困難なことに加え、通勤時間帯には幹線道路から一般車両の流入も激しく、農作業に支障をきたしている。効率的な農業経営を行うには農道拡幅等の整備が必要不可欠であることから、計画的に整備を推進していただきたい。

回 答 1

ご要望いただきました農道整備につきましては、生活道路の一部として整備させていただいております。市内の幹線道路網の整備を図る中で、各地域の実情や、整備の効果等を配慮しながら整備を進めてまいりたいと考えております。

要望事項2 流通販路の拡充について

市内のスーパーなどの大口需要施設へ地場農産物を供給するため、販路拡大を図っていただきたい。

回 答 2

本市の農産物は高品質であり、市場での評価が高いため、東京市場で取引されることが多く、地元に出回りにくいとなっております。一方、スーパーでは、地場産の農産物コーナーの人气が高く集客アップにつながるのと同時に、設置を推進する傾向にあるとご存じです。流通販路の拡充につきましては、今後ともスーパーの地場農産物コーナーの拡充を図りPRをお願いする等、関係機関で協力して進めてまいりたいと考えております。

要望事項3 子供達への食育の推進について

「学校ファーム」による農業体験は子供達に自らの食について考え、食文化の継承を図るよい機会である。さらなる推進と学校給食への地場農産物の使用を拡大していただきたい。

回 答 3

「学校ファーム」につきましては、今年度、小学校32校全てで取り組んでおり、中学校においても22校中16校が取り組んでおります。各学校では、それぞれの学校、地域の特性を生かし、収穫の喜びを味わわせたり、農家の方にご指導をいただいたりしております。今後は、児童生徒が農業体験を通じて命や自然、環境や食物などへの理解をさらに深め、地域農業への関心を高められるようにしていきたいと考えております。また、学校給食においても、できるだけ地場農産物を使用するという考え方で実施しております。地場農産物は平成2年度から学校給食用食材として使用を開始しており、現在は、米は100%、野菜等は年間17~18品目（給食で使用する野菜使用量の約20%、購入額の約30%）の川越産農産物を使用しております。今後も生産品目、生産時期、生産量等の情報収集を行い、地産地消に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

利用権の新規申出受付を毎月行います。

農業経営基盤強化促進法による貸借(利用権)の新規受付は、5月(契約期間6月15日～6月14日分)と9月(同11月1日～10月31日分)のみでしたが、農地の利用集積の促進のため、本年8月より、毎月(10日締め)受け付けられるようになります。契約期間は、受付月の翌月15日から任意の年の6月14日までか10月31日までのどちらかを選んでいただきます。期間に月単位・日単位の端数がでますので、貸借の場合、賃料については、借主貸主でお話をしていただいで決めてください。なお、契約期間終了時の更新手続きについては、終了前に農業委員会より通知をいたします。更新後の契約期間は、6月14日終了の場合は6月15日から6月14日、10月31日終了の場合は11月1日から10月31日の年単位の契約となります。

また、相続税の納税猶予について、従来納税が免除される猶予期間が20年から終身となりましたが、市街化調整区域の農地は、猶予を継続しながら、利用権による農地の貸し借りができるようになりました。

例) 契約終了を6月14日にした場合



農地等の調査にご協力をお願いします

本年も農地基本台帳の整備・補正等を兼ねて農地の利用状況調査を行います。

今回より調査票の様式が変更になりました。別世帯に居住する二親等内の親族で、一緒に農業に従事している人がいる場合は氏名等をご記入ください。(但し、選挙人名簿の登録ではありません。)

○調査票記載の内容説明

農地については今年一月一日現在の所有状況、家族構成については六月十五日現在の住民登録の状況、また、農業従事日数・農機具等については、昨年度の状況が記載されています。

○記載内容を必ずご確認のうえ、変更があれば、記載内容を訂正して八月二日(火)までに各農業班長に提出してください。

また、農業班に加入していない方は、農業委員会事務局又はお近くの市役所出張所に提出してください。

なお、調査票第二表中の地目が田又は畑であっても、現況が雑草地・宅地等になっている場合には、農地転用の許可又は届け出が必須となる場合があります。

農地に関する意向調査を行います

農地の効率的な利用を促進するため、「農地に関する意向調査」を行います。

農地の売買・貸借等を希望される方は、農地基本台帳調査票に同封されている用紙に記入のうえ、提出してください。

なお、本年度も、お寄せいただいた情報提供を有効的に広く利用調整につなげるため、提供情報の活用等について、意向をお尋ねいたします。

また、インターネットホームページへの掲載も予定しています。

詳しくは、「農地に関する意向調査」をご覧ください。回答内容に相違ないことをご確認していただき、署名・捺印をお願いします。

農政課からのお知らせ



○公園朝市の出店について

市が行っている朝市の出店者を募集しています。対象は市内農家の方、軽トラックでの乗入れ、出店料は無料。販売しながら消費者の声を直接聞いてみませんか。

(経営普及担当)

○直売情報の市からのPRについて

庭先販売など、直売の情報を市のホームページなどで市民等にお知らせしています。直売情報の提供を希望される方はご連絡下さい。

(経営普及担当)

○農業機械等の融資について

農業機械などの購入のための融資に対し、市では一部利子助成を行っています。希望される方はお近くのJA支店や農政課までお問合せ下さい。認定農業者の方には、農業近代化資金や経営基盤強化資金(スーパーL資金)など、一定期間の無利子化措置も行っています。

(農務担当)

○土地改良事業費の補助について

土地改良事業(用排水路・農業用井戸等の整備)を実施する共同施行者に対して、事業費の一部を補助する制度があります。

(土地改良担当)

◎お問い合わせは農政課(直通:049-224-5939)まで

農業者年金に

加入しませんか

農業者年金は、国民年金第一号被保険者で、農業に従事する六十歳未満の方ならどなたでも加入できます。

●自分の納めた保険料を年金原資として積み立てていく少子高齢化に強い積立方式の確定拠出型年金です。

●年金は六十五歳から納めた保険料に応じて終身受け取ることができ、仮に八十歳になる前に亡くなった場合にも、八十歳までに受け取るはずだった年金額を、遺族が一時金として受け取ることが出来ます。

●納めた保険料は全額保険料控除の対象になり、節税につながるほか、一定の条件を満たす方は国から保険料の助成があります。

詳しくは農業委員会事務局へお問い合わせください。



被災地のために
日本のために

食べて 応援しよう!

被災地を応援

農林水産省では、被災地の復興を応援するため、東日本大震災の被災地及びその周辺地域で生産・製造されている農林水産物を積極的に消費する、「食べて応援しよう!」の取り組みを始めました。ご協力をお願い致します。

「食べて応援しよう!」の
取り組みが始まりました

今年も農地の利用状況(現地)調査を8月に実施します。

是正の必要がある遊休農地については、所有者等に対して、指導、通知・勧告等を農業委員会が一貫して実施します。

遊休農地は、雑草の繁茂や病害虫の発生等により周辺農地に悪影響を与えるだけでなく、火災や防犯上の危険等さまざまな問題を引き起こしています。

最低限、草刈りなどの保全管理を必ず実施してください。

農業委員会では、遊休農地解消に向けて指導の強化等に取り組みますので、農地所有者等の皆様方のご理解とご協力をお願いします。

なお、自ら耕作できない場合等は、地区農業委員や農業委員会事務局にご相談ください。

家族経営協定が 結ばれました

家族経営協定とは、将来の経営目標、役割分担、労働条件、給与等について取り決め、内容を文書にするもので、二十二年度は次の方々が協定を結ばれました。

○石井 善洋さん(今福)

妻・美子さん

後継者・慶太さん

協定を結ぶことにより、家族の目標などが明確になり、全員の意欲とやりがいにつながります。また、農業者年金、認定農業者等の様々な制度においてもメリットがあります。

県・川越市では家族経営協定を推進しています。家族で話し合いながら、ご自分に合った家族協定を考えてみませんか。

全国農業新聞

●発行日 毎週金曜日

●購読料 月600円

●申込先

農業委員会事務局

または地区農業委員へ

農地に役立つ情報が満載です
ぜひ購読を!

農業委員 選任のお知らせ

市議会推薦の農業委員が次のとおり選任されました。

【選任】

(平成二十三年五月一日付)

●久保 啓一 委員

●石川 隆二 委員

●川口 知子 委員

●石川 智明 委員

農業委員会事務局 人事異動

平成二十三年四月一日付けで左記の職員が異動となりました。

【出向】

○政策財政部取税課

武藤 智之(農地担当主事)

○福祉部生活福祉課

工藤 岳(管理担当主事)

【新任】

○事務局長

藤間 稔(農政課長)

【採用】

○管理担当主査

山下 平八郎

○農地担当主事補

赤見 義和

【昇任】

○管理担当主幹

山崎 明美

【退職】

飯島 操(事務局長)

農業委員会のホームページに「平成二十二年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検・評価」及び「平成二十三年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の決定について掲載致しました。
ご覧下さい。

「農業技術の匠」に選定されました

高階地区の田中正宏さんは、平成22年12月農林水産省より「農業技術の匠」に選定されました。

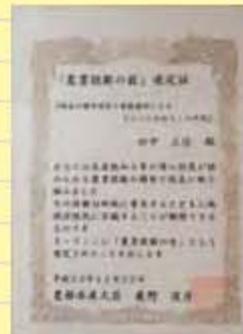
田中さんは里芋栽培において独自の種芋選択と密植栽培によって、通常の1.5倍の反収5トンを実現する技術の確立と、品質向上が地域活性化に繋がる優れた技術を持つ農業者として評価され選定されたものです。

同地区は良い里芋が採れる地区として有名で、その里芋は昔から神仏の行事にも用いられてきました。

田中さんが新しい栽培技術を取り入れたのは15年ほど前。当初から手作りの堆肥を使用し、品種や種芋の選択、かん水にも工夫を配るなど、その栽培方法は徹底されています。

今では同じ栽培方法を取り入れ、収量を増やしている近隣市町の農家も増えているとのこと。

「野菜づくり・人づくり・土づくり」が田中さんのモットー。「みんなから求められるものを作るプロフェッショナルでありたい」と熱く語ってくれました。



農委スポット情報に掲載する「農業に関する情報」を募集しています。地域のイベント、取り組み等がありましたら、農業委員会事務局までご連絡ください。

川越Style倶楽部

川越Style倶楽部は、川越地域周辺を地盤として活躍する様々な業種の経営者などが集まり、異業種連携を進めようと発足された倶楽部です。

川越の食文化や伝統を広く発信しようと勉強会等を開催したり、地域の食材を使った料理を飲食店で提供する等の活動を行っている他、海外で文化交流会を行うなど、国内外へ幅広く川越の文化を発信しています。

このような取り組みが評価され、農林水産省より「平成22年度食と地域の絆づくり」を受賞しました。



県内の食材を使った黒豚みそだれ弁当